

毎週火・金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県立保育専門学院学則の一部改正
◇告示 建設業者の登録まつ消

肥料の生産登録

定期種畜検査の実施

牛の結核病等の検査の実施

生活保護法の規定による指定医療機関の廃止

生活保護法の規定による医療機関の指定

結核予防法の規定による医療機関の指定

結核予防法の規定による指定医療機関の辞退

◇選管告示 不在者投票管理者をおくことのできる病院の指定

◇公安告示 聴聞会の開催

◇公告 電気工事士試験の実施

規則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を

改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則(昭和三十一年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉」を「児童福祉施設」に改める。

第六条の見出し及び同条各号列記以外の部分を次のように改める。

(受験資格)

第六条 入学試験は、次の各号の一に該当する女子でなければ、受けることができない。

第八条第一項を次のように改める。

入学試験は、学科試験、能力検査、人物考査及び身体検査とする。

第十八条を次のように改め、第一号から第三号までを削る。

(進学及び卒業)

第十八条 学業成績について、六十点未満の学科目がい以上あるときは、進学又は卒業することができない。

第十九条中「所定授業日数」を「所定の授業時間数」に改める。

第八号様式中「鳥取県立保育専門学院長」の下に「氏名[㊟]」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項第二号の規定により、建設業者登録簿から次の

規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項第二号の規定により、建設業者登録簿から次の

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (ハ) 第六二五号 昭三五、二、一一 三陽 建設

第七五三号 〳三六、六、二 中西 工務店

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取市東品治町二の六 横山 昭夫 昭三七、二、一一

倉吉市堺町二丁目 中西 和雄 〳三、三〇

ように登録をまつ消した。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ハ) 第六二八号	昭三五、二、一八	吉川 組	鳥取市職人町	吉川 乙松	昭三七、二、一八
〳 第六二六号	〳	中山 建設	八頭郡河原町佐貫	中山 義夫	〳
〳 第三〇四号	〳	三、九 松本 工務店	日野郡根雨町根雨	松本 房寿	〳
〳 第四九二号	〳	一八 石 田 組	下榎	石田 清	〳
〳 第六四〇号	〳	一二 (有) 松本組	根雨	松本 剛	〳

鳥取県告示第二百二十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条

の規定により告示する。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)			生産者の住所氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第三三三三号	鹿野複合水稻三号	九・八一二・〇	九・九	気高郡鹿野町字鹿野一、三九八 鹿野町農業協同組合 組合長理事 安富 啓 顕	

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病並びにブルセラ病検査……牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン及びビチノール製剤投与

別表 一 結核病、ブルセラ病検査

実施期日 第二次 実施区域 実施場所

四月 四月 西伯郡西伯町 大園、天津家畜検査場

二 肝てつ検査駆除

実施期日 実施区域 実施場所

四月二十六日 西伯郡西伯町東長田 東長田家畜検診場

◇ 二十七日 米子市尚徳 尚徳◇

◇ 二十八日 西伯郡日吉津村 日吉津◇

◇ 西伯町大園 原◇

鳥取県告示第二百二十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病ブルセラ病並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して

検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病並びにブルセラ病検査
牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤及びビチノール製剤投与

別表 一 結核病ブルセラ病検査

実施期日 第二次 実施区域 実施場所

四月 四月 西伯郡西伯町 大園、天津家畜検査場

◇ 二十七日 米子市尚徳 尚徳◇

◇ 二十八日 西伯郡日吉津村 日吉津◇

◇ 西伯町大園 原◇

鳥取県告示第二百二十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告

示す。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
田中 医院	倉吉市西町二、六八六	耳鼻咽喉科、食道気管科、眼科	診療所所在地移転のため	昭和三十六年十一月 六日
小鹿診療所	東伯郡三朝町大字東小鹿一、五内 六〇の三	内科	開設者の変更のため	三十七年 二月二十日

鳥取県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、

同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。
昭和三十七年四月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和三十七年二月十三日	足立内科医院	境港市佐斐神町一、三二一	内科、小児科	足立 光三
九日	細田 医院	米子市角盤町三丁目二七	内科、外科	細田 泰久
二十日	小鹿診療所	東伯郡三朝町大字東小鹿一、五六〇の三	内科、外科	三朝 町長
三月 五日	田中 医院	倉吉市上井町二丁目	耳鼻咽喉科、眼科	田中 景彰

鳥取県告示第二百二十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	管轄保健所
昭和三十七年 四月一日	瀬川医院	八頭郡船岡町 大字船岡	那家保健所
岸	河原町	大字河原	河原町
萩原	長瀬	大字河原	河原町

鳥取県告示第二百二十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日

名称

所在地

昭和三十七年 三月三十一日 船岡町国民健康 八頭郡船岡町大字船岡 保険船岡診療所

岸 医院 河原町大字河原
萩原

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項の規定により、次の病院を不在者投票管理者をおくことのできる病院に指定し、次の参議院議員通常選挙から施行する。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

病院名	所在地
鳥取県済生会境港病院	境港市米川町四十七番地

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号) 第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の本籍住所及び氏名

本籍 鳥取市南本寺町六六の一七

住居 鳥取市吉方一区三九一

池野田 政枝

二 聴聞の期日

昭和三十七年五月二日 午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

鳥取県公安委員会告示第十四号

銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号) 第十二条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

開催する。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の住所及び氏名

住所 八頭郡八東町大字新興寺五六四番地

藤田 和吉

二 聴聞の期日

昭和三十七年五月九日 午後一時より

三 聴聞の場所

八頭郡家町郡家

郡家警察署 会議室

公 告

電気工事士試験を次のとおり行なう。

昭和三十七年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 筆記試験、

1 試験の日時及び場所

2 試験科目

科

目

内

容

(1) 日時 昭和三十七年六月二十四日(日曜日)

十三時から十五時まで

(2) 場所 倉吉市 上井町

河北農業高等学校

電気に関する基礎理論

配電理論及び配線設計

電気機器、配線器具並びに電気工事
用の材料及び工具

電気工事の施工方法

一 電流、電圧、電力及び電気抵抗

二 導体及び絶縁体

三 交流電気の基礎概念

四 電気回路の計算

一 配電方式

二 引込線

三 屋外配線

四 屋側配線

五 屋内配線

一 電気機器及び配線器具の構造及び性能

二 電気工事用の材料の材質及び用途

三 電気工事用の工具の用途

一 配線工事の方法

二 電気機器及び配線器具の設置工事の方法

一般用電気工作物の検査方法

- 三 コード及びキャブタイケープルの取付け方法
- 四 接地工事の方法

- 一 点検の方法
- 二 導通試験の方法
- 三 絶縁抵抗試験の方法
- 四 接地抵抗試験の方法
- 五 試験用器具の性能及び使用方法

配線図

配線図の表示事項及び表示方法

- 一 一般用電気工作物の保安に関する法令
- 二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）、電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第百六十号）及び電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）
- 三 電気工作物規程（昭和二十九年通商産業省令第十三号）
- 四 電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号第一項第十二号の規定によりその例によるものとされた旧電気用品取締規則（昭和十年逓信省令第三十号）

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。
 なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第十条第一項各号の一に該当する者であることを証明する書類を添付すること。

写真 願書提出前六月以内に撮影した縦八センチメートル、横六センチメートルで上半身正面を撮影したもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。
 4 受験願書の受付期間

昭和三十七年四月二十四日から昭和三十七年五月二十三日まで

5 受験手数料

千円の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付け、消印しないこと。

6 受験票

受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。

二 技能試験

筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し技能試験を実施する。

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 昭和三十七年八月中
- (2) 場所 鳥取市立川五丁目

鳥取工業高等学校

2 試験科目

- (1) 電線の接続
- (2) 配線工事
- (3) 電気機器及び配線器具の設置

(4) 電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具の使用方法

- (5) コード及びキャブタイケープルの取付け
- (6) 接地工事
- (7) 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
- (8) 一般用電気工作物の検査
- (9) 一般用電気工作物の故障箇所修理

3 受験票

受験票は、筆記試験の合格者及び筆記試験を免除されたものに交付する。